

社会福祉法人の運営 help !!

第 10 回 拠点区分 拠点区分に関する記述

今回は拠点区分についてあらためて内容を確認いたします。

介護に絞って進めます。

資料は「社会福祉法人会計基準」(以後「会計基準」と表記します)、「社会福祉法人会計基準注解」(以後「注解」と表記します)「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」(以後「運用指針」と表記します)とします。

3つの資料の中から拠点に関しての記述を抜粋して

1. 拠点区分の考え方
2. 拠点区分に関する処理
3. 書類作成上の注意点

についてまとめます。

拠点区分の考え方

拠点区分について記述があるのは以下のとおりです

(1) 会計基準

第 1 章 6 拠点区分・サービス区分

(1) 社会福祉法人は財務諸表作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して会計の区分(以下「**拠点区分**」という。)を設けなければならない。(注3)

(2) 社会福祉法人は、その**拠点**で実施する事業内容に応じて区分(以下「**サービス区分**」という。)を設けなければならない。(注4)

(2) 注解

注 3 **拠点区分**の方法について

拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの**拠点区分**とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。

注 4 サービス区分の方法について

サービス区分は、その**拠点**で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。

(1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分

また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。

サービス区分を設定する場合には、**拠点区分**資金収支明細書及び**拠点区分**事業活動明細書を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。

(3) 運用指針

2 予算と経理

(1) 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。

また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書勘定科目に準拠することとする。

(3) 会計帳簿は、原則として、各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

4 拠点区分及び事業区分について

(1) 拠点区分について

拠点区分は、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。公益事業（社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く）若しくは収益事業を実施している場合、これらは別の拠点区分とするものとする。

(2) 拠点区分の原則的な方法

ア 施設の取扱い

次の施設の会計は、それぞれの施設ごと（同一種類の施設を複数経営する場合は、それぞれの施設ごと）に独立した拠点区分とするものとする。

- (ア) 生活保護法第38条第1項に定める保護施設
- (イ) 身体障害者福祉法第5条第1項に定める社会参加支援施設
- (ウ) 老人福祉法第20条の四に定める養護老人ホーム
- (エ) 老人福祉法第20条の五に定める特別養護老人ホーム
- (オ) 老人福祉法第20条の六に定める軽費老人ホーム
- (カ) 老人福祉法第29条第1項に定める有料老人ホーム
- (キ) 売春防止法第36条に定める婦人保護施設
- (ク) 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設
- (ケ) 母子及び寡婦福祉法第39条第1項に定める母子福祉施設
- (コ) 障害者自立支援法第5条第12項に定める障害者支援施設
- (サ) 介護保険法第8条第25項に定める介護老人保健施設
- (シ) 医療法第1条の5に定める病院及び診療所（入所施設に附属する医務室を除く）

なお、当該施設で一体的に実施されている（ア）から（シ）まで以外の社会福祉事業又は公益事業については、イの規定にかかわらず、当該施設の拠点区分に含めて会計を処理することができる。

イ 事業所又は事務所の取扱い

上記（ア）から（シ）まで以外の社会福祉事業及び公益事業については、原則として、事業所又は事務所を単位に拠点とする。なお、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は、同一拠点区分として会計を処理することができる。

エ その他

新たに施設を建設するときは拠点区分を設けることができる。

(3) 事業区分について

各拠点区分について、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定するものとする。

なお、事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、当該事業区分に属するそれぞれの拠点区分の拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書及び拠点区分貸借対照表を合計し、内部取引を相殺消去して作成するものとする。

5 サービス区分について

(1) サービス区分の意味

サービス区分については、拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定する。

ここまでが、拠点区分について書かれたものの抜粋です。

次回、内容を整理します。

詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください

E-mail h-murata@yamadasougou.co.jp

電話 03-3694-6091

担当 村田

